

## ○「国際戦略港灣の港灣運営会社に対する政府の出資」に関する事項の記載

## ○「国際戦略港灣における無利子貸付制度の対象施設の拡大」に関する事項の記載

### 見直しのポイント

改正港灣法において、広域集荷や寄港コスト低減による我が国への基幹航路の維持・拡大のため、「国際戦略港灣の港灣運営会社に対する政府の出資」および「国際戦略港灣における無利子貸付制度の対象施設の拡大」に係る規定が追加されたことを踏まえ、当該事項に関する記載を追加する。

#### 【位置づけ内容】

- 「基幹航路の維持・拡大による我が国の産業立地競争力の強化」等の政策目的
- 法改正の背景である「船会社同士の連携の進展」等の社会情勢変化
- 国・港灣管理者・民間の協働体制の構築による全国的・国際的視点で取り組むべき課題への対応
- 港灣運営会社の財務基盤の強化を通じた設備投資の促進
- コンテナ貨物需要の創出に資するロジスティクス・ハブ機能の強化に向けた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積

#### 凡例

赤:追加・変更箇所(戦略港灣関係)

青:追加・変更箇所(民有護岸関係、維持管理関係)

黒:新旧対照表(資料2-4)該当頁

### 変更箇所(該当記載の抜粋)

#### 前文

(前略)

1~2頁

また、港灣は、我が国経済の根幹である製造業や国民の日々の生活に必要な物資の輸出入のほとんどを取り扱っており、国際物流に不可欠な国際インフラであり、近隣諸国でも国を挙げてその競争力強化に取り組むなど、国家間競争の様相を呈している。こうした中、我が国に立地する企業が世界市場での競争力を確保するため、海外諸港との連携による我が国港灣への効率的で安定的な輸送ネットワークの構築を図るとともに、我が国港灣を中心とした国際物流の効率化を通じて我が国全体の産業立地競争力の強化を図り、雇用や所得を創出することが求められている。

さらに、我が国を取り巻く状況も我が国の経済社会を巡る環境は、~~経済のグローバル化の進展と東アジア地域の急成長~~、情報通信技術(以下「ICT」という。)の発達、地球温暖化の進行、本格的な人口減少・高齢化社会の到来等、大きく変化しており、これらに対応した国土構造の形成や、~~国際的に競争力を備えた経済・社会の構築を進めていくこと~~が求められている。

(中略)

3頁

具体的には、我が国に立地する企業が、世界市場での競争力を確保するため、国際戦略港灣を核とした高度なサプライチェーンの構築に不可欠な基幹航路を維持・拡大する。また、地域が持つ資源や魅力を活かしながら世界と直接交流できるように、各地域の港灣においては、グローバル化の進展や東アジア地域の経済成長に対応した地域のゲートウェイの役割を果たしていく。これらの実現に向け、施設整備等のハード面の施策と、他の輸送モードとの円滑な接続、~~国・港灣管理者・民間の協働体制の構築による民の視点を取り込んだ~~効率的な港灣運営、ICTの活用等のソフト面の施策を総合的に進める。

(後略)

# 港灣法改正による基本方針の変更

凡例

赤:追加・変更箇所(戦略港湾関係)

青:追加・変更箇所(民有護岸関係、維持管理関係)

黒:新旧対照表(資料2-4)該当頁

## 変更箇所(該当記載の抜粋)

### I 今後の港湾の進むべき方向

#### 1 産業の国際競争力と国民生活を支える物流体系の構築

##### (1) 海上輸送網の基盤の強化

##### ① 国際海上コンテナ輸送網の強化

5~6頁

近年、コンテナ船の更なる大型化、船会社同士の連携の進展、~~や~~アジア諸国の港湾における貨物取扱量の増大等により、我が国を代表する港湾でさえ、欧米との長距離基幹航路（以下「基幹航路」という。）のサービス頻度が減少している。このような現状を踏まえ、今後我が国の港湾においては、物流コストの削減等により、我が国における産業の国際競争力の強化と国民生活の質の向上を支える国際海上コンテナ輸送網を強化する。

このため、我が国と欧州や北米等を結ぶ基幹航路や、アジアを結ぶアジア航路の多方面・多頻度サービスの充実を目指し、国際戦略港湾において、大規模コンテナターミナルの形成、国際フィーダー航路（国際戦略港湾と国内各港を結ぶフィーダー航路）による輸送及び鉄道フィーダー輸送をはじめとする多様な国内輸送ネットワークの充実、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営港湾全体の一体的かつ効率的な運営を実現するための港湾運営の民営化、ロジスティクス・ハブ機能の強化によるコンテナ貨物需要の創出等の総合的な施策を全国的見地に立って戦略的かつ総合的に実施する。その際には、大規模災害時に一定の基幹的な国際海上コンテナ輸送機能が確保されるよう防災・減災上の配慮を行う。

(後略)

### II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化

#### 2 国際海上コンテナ輸送網の拠点

##### ② 基幹航路の国際海上コンテナ輸送

(前略)

29頁

このため、国際戦略港湾においては、コンテナ船の大型化に対応するため、~~や~~大規模コンテナターミナルの形成に取り組むとともに~~や~~、基幹航路で輸送されるコンテナ貨物の広域からの集貨を進めるため、国際戦略港湾以外の港湾との連携等による~~り~~国際フィーダー航路による輸送や及び鉄道フィーダー輸送の強化等多様な国内輸送ネットワークの充実や、内陸部に整備するインランドポートを活用した集貨拠点の形成、さらには、国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営全体で一体的かつ効率的な運営を実現するための港湾運営の民営化等といった港湾サービスの確保に取り組む。また、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積により、ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。

(後略)

# 港湾法改正による基本方針の変更

## 変更箇所(該当記載の抜粋)

凡例

赤:追加・変更箇所(戦略港湾関係)

青:追加・変更箇所(民有護岸関係、維持管理関係)

黒:新旧対照表(資料2-4)該当頁

### V 港湾相互間の連携の確保

#### 2 各地域における港湾相互間の連携

##### ③関東地域

(前略)

48頁

関東地域における国際海上コンテナの取扱いは、主に国際戦略港湾である京浜港が担う。京浜港を構成する東京港、横浜港及び川崎港が一体となり我が国と欧州や北米等を結ぶ基幹航路や、アジアを結ぶアジア航路の多方面・多頻度サービスの充実を目指し、京浜港において港湾コストの低減、北海道、東北地域などの港湾と連携した国際フィーダー航路による輸送の強化等による広域からの貨物集約、**国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営の民営化**等の取組を進める。また、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積により、**ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。**

(後略)

##### ⑥近畿地域

(前略)

52頁

近畿地域における国際海上コンテナの取扱いは、主に国際戦略港湾である大阪港及び神戸港が担う。大阪港及び神戸港が一体となり、我が国と欧州や北米等を結ぶ基幹航路や、アジアを結ぶアジア航路の多方面・多頻度サービスの充実を目指し、港湾コストの低減、中国、四国、九州地域などの港湾と連携した国際フィーダー航路による輸送の強化等により、広域からの貨物集約、**国・港湾管理者・民間の協働体制の構築による効率的な港湾運営の民営化**等の取組を進める。また、コンテナ貨物需要の創出に資する流通加工機能を備えた物流施設の埠頭近傍への誘致・集積により、**ロジスティクス・ハブ機能の強化を図る。**

(後略)

### VI 港湾の効率的な運営

#### 1 民間能力の活用による港湾運営の効率化

(前略)

59～60頁

特に、国際海上コンテナ輸送においては、**コンテナ船舶の更なる大型化や船会社同士の連携の進展の進行**とともに、アジア域内での貨物量の急激な増加を背景に、基幹航路の維持・拡大を巡り、東アジアにおいて港湾間の国際競争が激化しており、**仮に基幹航路を喪失した場合、物流コストの増大を通じ我が国全体の産業立地競争力の低下を招くことから、全国的見地に立った戦略的な港湾運営が極めて重要となってきている。**

我が国港湾においても、このような環境変化の中で、**基幹航路を維持・拡大に対応するために、**今後は、**国際戦略港湾への広域からの貨物集約によるコンテナ船寄港に必要な貨物量の確保や、海外船社への航路誘致活動の強化等に取り組むとともに、コンテナ船の寄港コストの低減に取り組むことが現行の運営体制の効率化を図るだけではなく、民の視点を導入して、積極的なポートセールスによる集貨力の強化及び低廉で質の高い港湾サービスの提供等に取り組んでいくことが特に求められている。**

(中略)

特に、国際戦略港湾においては、国が港湾運営会社に出資することにより、**国・港湾管理者・民間それぞれの強みを活かした協働体制を構築し、広域からの貨物集約や国際的なセールス活動等全国的・国際的視点で取り組むべき課題に対応するとともに、港湾運営会社の財務基盤の強化を通じて、高能率な荷役機械の導入や荷役機械の遠隔操作化等の設備投資を促進する。**

(後略)

# 港灣法改正による基本方針の変更

## ○「特別特定技術基準対象施設の改良に係る無利子貸付制度の創設」に関する事項の記載

### 見直しのポイント

改正港灣法において、非常災害時の船舶交通の確保のため、「特別特定技術基準対象施設の改良に対する無利子貸付制度の創設」に係る規定が追加されたことを踏まえ、当該事項に関する記載を追加する。

#### 【位置づけ内容】

- 従来の耐震強化岸壁に加え、燃油供給に供する民間係留施設のうち、耐震改良が必要な施設を大規模地震対策施設に位置付け
- 大規模地震対策施設に至る水域施設沿いの民有護岸等の改良の促進

#### 凡例

赤:追加・変更箇所(戦略港灣関係)

青:追加・変更箇所(民有護岸関係、維持管理関係)

黒:新旧対照表(資料2-4)該当頁

### 変更箇所(該当記載の抜粋)

#### I 今後の港灣の進むべき方向

##### 2 国民の安全・安心の確保への貢献

##### ①災害に強い港灣の構築

(前略)

13~14頁

さらに、東日本大震災において、被災地域への石油製品の供給が困難になったことを踏まえ、民間事業者や関係機関と連携し、災害時における石油製品の海上輸送機能の確保に取り組む。

(中略)

また、災害時の海上輸送機能の確保のため、平常時から港灣区域、開発保全航路及び緊急確保航路を適切に管理する。さらに、~~とともに、特に~~非常災害が発生した場合に船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある水域施設沿い航路沿いの港灣施設の適切な維持管理を促進する。~~とともに、特に~~大規模地震対策施設に至る水域施設沿いにおいて、そのようなおそれのある港灣施設の改良を促進する。

(後略)

#### II 港灣機能の拠点的な配置と能力の強化

##### 7 大規模地震対策施設

(前略)

34頁

さらに、大規模な地震が発生した場合にも石油製品の供給を確保するため、災害時に緊急物資として石油製品を取り扱う必要のある係留施設を大規模地震対策施設に適切に位置づける。

加えて、大規模地震対策施設に至る水域施設沿いにおいて、非常災害が発生した場合に長期間にわたり船舶の交通に支障を及ぼすおそれのある港灣施設の改良を促進する。

(後略)

## ○「戦略的な維持管理の推進」に関する事項の記載

### 見直しのポイント

平成25年港湾法改正後に策定されたインフラ長寿命化基本計画等において、戦略的な維持管理・更新等の推進が規定されたことを踏まえ、当該事項に関する記載を追加する。

#### 【位置づけ内容】

○港湾施設の更新等について、施設単位だけでなく各港湾単位において、その必要性、対策の内容や時期を検討する等、戦略的な維持管理・更新等の取り組み

### 変更箇所(該当記載の抜粋)

凡例

赤:追加・変更箇所(戦略港湾関係)

青:追加・変更箇所(民有護岸関係、維持管理関係)

黒:新旧対照表(資料2-4)該当頁

#### I 今後の港湾の進むべき方向

##### 6 ストック型社会に対応した効率的・効果的な事業の実施

##### (1) 効率的・効果的な事業の実施

##### ⑥ 港湾施設の適切な維持管理

(前略)

25頁

このため、必要な機能を確保維持しつつ、将来の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減最小化及び平準化並びに港湾施設の長寿命化を図るため、国及び港湾管理者が連携して、港湾施設の維持管理計画を策定し、定期的に点検を行うなど、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を推進する。

さらに、各港湾単位において、その施設の必要性、対策の内容や時期等を検討した上で、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上、施設の集約や利用転換を計画的に進めるなど、戦略的な維持管理・更新等の取り組みを推進する。

(後略)